

宮城県公報

宮 城 県
行 政 部
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課) 一

訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課) 二

規 則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十四号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則（昭和三十五年宮城県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第四号中ワを削り、ヲをワとし、リからルまでをヌからラまでとし、チを削り、トをリとし、ヘを削り、ホをチとし、ロからニまでをホからトまでとし、イの次に次のように加える。

ロ 第四十一条第一項の規定による居宅サービス事業者の指定

ハ 第五十三条第一項の規定による介護予防サービス事業者の指定

ニ 第七十条の二第二項（第百十五条の十一において準用する場合を含む。）の規定による指定

居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の更新

第五条第四号カを次のように改める。

カ 第百十四条第一項の規定による介護医療院の開設者等相互間の連絡調整及び介護医療院の開設者等に対する助言その他の援助

第五条第四号中ラをムとし、ヨからツまでをタからラまでとし、同号カの次に次のように加える。

ヨ 第百十四条の二第一項の規定による介護医療院の開設者等に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、出頭の要求、質問並びに立入検査

第五条第七号中「リまで、ウ及びヰ」を「ラまで、ナ、キ及びノ」に、「第六条の二第二項」を「第六条の二の二第二項」に改め、同号ホを次のように改める。

ホ 第二十一条の五の二十第一項及び第三項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定の変更及び指定障害児通所支援事業者からの変更の届出等の受理

第五条第七号へ中「第二十一条の五の二十第一項」を「第二十一条の五の二十一第一項」に改め、同号ト中「第二十一条の五の二十一第一項」を「第二十一条の五の二十二第一項」に改め、同号リ中「第二十一条の五の二十三第一項」を「第二十一条の五の二十四第一項」に改め、同号ヌ中「第二十一条の五の二十五第二項」を「第二十一条の五の二十六第二項」に改め、同号ル中「第二十一条の五の二十七第一項」を「第二十一条の五の二十八第一項」に改め、同号中クをヤとし、オをクとし、ノをオとし、同号キ中「第五十七条の三の三第三項」を「第五十七条の三の三第一項」に改め、同号中キをノとし、ナからウまでをラからキまでとし、ネの次に次のように加える。

ナ 第三十三条の十八第一項から第七項までの規定による情報公表対象支援情報の報告の徴収及び公表、対象事業者に対する調査及び命令、指定障害児通所支援事業者の指定の取消し及び全部又は一部の効力の停止並びに市町村長への通知

第五条第十四号イ中「重度障害者等包括支援」の下に、「自立生活援助」を加え、同号中ラをムとし、ナの次に次のように加える。

ラ 第七十六条の三第一項から第七項までの規定による情報公表対象サービス等情報（指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（以下この号において「指定障害福祉サービス事業者等」という。）が提供するものに限る。）の報告の徴収及び公表、指定障害福祉サービス事業者等に対する調査及び命令、指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の指定の取消し及び全部又は一部の効力の停止並びに市町村長への通知

第五条に次の一号を加える。

十七 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の施行に関する次のこと。

イ 第百十一条の二第二項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者等相互間の連絡調整及

び指定介護療養型医療施設の開設者等に対する助言その他の援助

ロ 第一百十二条第一項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者等に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、出頭の要求、質問並びに立入検査

第六条第二項第三号中ナをウとし、ネをムとし、ツをナとし、ナの次に次のように加える。

ラ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十六条の四の規定による有害使用済機器の保管等の事業の廃止の届出の受理

第六条第二項第三号ソ中「第十九条の三」の下に「（第十七条の二第三項において準用する場合を含む。）を加え、同号中ソをツとし、ツの次に次のように加える。

ネ 第十九条の十第二項において準用する第十九条の五第一項の規定による命令

第六条第二項第三号レ中「第十九条第一項」の下に「（第十七条の二第三項において準用する場合を含む。）を加え、同号中レをソとし、同号タ中「第十八条」の下に「第十七条の二第三項において準用する場合を含む。）を加え、同号中レをソとし、同号中タをレとし、ヨの次に次のように加える。

タ 第十七条の二第一項の規定による有害使用済機器の保管等の届出の受理

第六条第二項第七号イ中「及び第十八条の十三第二項」を「第十八条の十三第二項及び第十八条の三十一第二項」に、「並びに第十八条の十五第一項及び第二項」を「第十八条の十五第一項及び第二項、第十八条の二十三第一項、第十八条の二十四第一項並びに第十八条の二十五第一項」に改め、

同号ロ中「及び第十八条の十六」を「第十八条の十六及び第十八条の二十六」に、同号ハ中「及び第十八条の十三第一項」を「第十八条の十三第一項及び第十八条の三十一第一項」に改め、同号ニ

中「及び第十八条の十一」を「第十八条の十一及び第十八条の二十九第二項」に改め、同号中チをリとし、トをチとし、への次に次のように加える。

ト 第十八条の二十九第一項の規定による改善勧告等

第六条第二項第九号チ中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改める。

第七号中「第三条第五項」を「第三条第四項」に改める。

レ 第二十八条第四項、第六項及び第七項の規定による家庭裁判所の勧告に係る保護者に対する指導措置

第十条第一項第十三号ヤ中「及び第九十一条」を「第九十一条及び第九十一条の二」に改め、同

項第十四号イ中「第十条」を「第十一条」に改め、同号ロ中「第十一条」を「第十二条」に改め、「分

担金」の下に「及び特別徴収金」を加え、同項第三十一号中ルを削り、ヲをルとし、ワからレまでを

ヲからタまでとする。

第十八条第一項第四号中「減免」を「額の決定等」に改め、同項第十四号ホ中「第十二条第七項」

を「第十二条第八項」に改め、同項第十九号中ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、同号ト中「変更又は廃止」を「又は変更」に改め、同号中トをチとし、ハからヘまでをニからトまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ 第十二条の三第二項の規定による広告物等の点検の結果の提出の要求

第十八条第一項に次の一号を加える。

五十四 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）の施行に関する次のこと。

イ 第十条の二第二項の規定による報告の徴収及び立入検査（懲戒に係るもの及び仙台市の区域に係るものを除く。）

ロ 第二十六条の二第二項の規定による報告の徴収及び立入検査（監督処分に係るもの及び仙台

市の区域に係るものを除く。）

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第五条第七号キ、第七条並びに第十条第

一項第十三号ヤ並びに同項第十四号イ及びロの改正規定、第十八条第一項第四号及び第十四号ホの改

正規定並びに第十八条第一項に一号を加える改正規定は公布の日から、第八条第一号中ケをフとし、

レからマまでをソからケまでとし、タの次に次のように加える改正規定は平成三十年四月二日から施

行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第七号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

第一条 事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「次長（」の下に「オリンピック・パラリンピック大会推進局長、」を加える。

第五条第一項の表部長の項を次のように改める。

オリンピック・パラリンピック大会推進局長	
国際経済・観光局長	

部 長		主務課長(当該事務を担当する課長(室長を含む以下同じ)をいう。以下同じ。)
理 事	次長(複数の次長を置く部にあつては、当該事務を担当する次長)	
危 機 管 理 監		

第五条第一項の表次長(国際経済・観光局長、理事及び危機管理監を含む。)の項中「次長」の下に「オリンピック・パラリンピック大会推進局長、」を加える。

別表第一各部長の専決事項の項第一号中カをヨとし、ニからワまでをホからカまでとし、ハの次に次のように加える。

- ニ 部長の職又は所属の次長(これに相当する職を含む。)の職にある者(地方機関の職を兼ねる者を除く。)の時差勤務時間及び夏季における勤務時間の特例に係る勤務時間の割振り

別表第一各部長の専決事項の項第九号及び第十号を削り、同項第十二号中ロを削り、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 評価委員会への意見聴取(第八条、第二十五条、第二十八条、第三十条、第四十二条の二、第四十四条、第六十七条、第七十八条、第七十九条の二、第八十七条の八、第八十七条の十)

別表第一各部長の専決事項の項第十一号へ中「是正命令(第八十九条)」を「是正等の命令(第二百二十二条)」に改め、同号中へをチとし、ホをへとし、への次に次のように加える。

ト 不要財産の納付等の認可(第四十二条の二)

別表第一各部長の専決事項の項第十一号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 業務の実績に関する評価及び措置命令(第二十八条)

別表第一各部長の専決事項の項第十一号を第九号とし、第十二号から第三十号までを二号ずつ繰り上げ、同表各次長の専決事項の項中ルをヲとし、ハからヌまでをニからルまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ 所属の課長の職にある者の時差勤務時間及び夏季における勤務時間の特例に係る勤務時間の割振り

別表第一各課長の専決事項の項第一号トを次のように改める。

ト 課員の時差勤務時間及び夏季における勤務時間の特例に係る勤務時間の割振り

別表第一各課長の専決事項の項第七号中「個人情報保護条例」の下に「平成八年宮城県条例第二十七号」を加え、同表総務部長の職員厚生課に係る専決事項の項及び同表職員厚生課長の専決事項の項の次に次のように加える。

<ul style="list-style-type: none"> 一 個人情報保護条例第四条第二項の規定による県が出資する法人の指定 二 情報公開条例第三十八条第二項の規定による特定出資団体等の指定 	<ul style="list-style-type: none"> 一 県政情報・文書課長の発行する印刷物の販売に関する規則の施行に関する次のこと。 イ 販売場所の指定、印刷物の名称等の公表及び販売(第三条) ロ 印刷物の販売の終了(第六条) 二 県公報の発行及び配布
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第一総務部長の私学文書課に係る専決事項の項中「私学文書課」を「私学・公益法人課」に改め、同項に次の二号を加える。

七 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)の施行に関する次のこと。

- イ 変更の認定(第十一条)
- ロ 合併による地位の承継の認可(第二十五条)
- ハ 公益法人に対する勧告及び措置命令(第二十八条)

八 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の施行に関する次のこと。

- イ 公益目的支出計画の変更の認可(第二百二十五条)
- ロ 移行法人に対する勧告及び措置命令(第二百二十九条)
- ハ 移行法人の清算時の残余財産の帰属の承認(第三百十条)

ニ 宮城県公益認定等委員会への諮問(第三百三十八条)

別表第一私学文書課長の専決事項の項中「私学文書課長」を「私学・公益法人課長」に改め、同項第三号を削り、同表総務部長の県政情報公開室に係る専決事項の項及び同表県政情報公開室長の専決事項の項を削り、同表総務部長の専決事項の項第一号に次のように加える。

- ヌ 分離課税所得割交付金の交付の決定(附則第七条の四)

別表第一環境生活部長の環境対策課に係る専決事項の項第二号イ中「第十八条の八」の下に「第十八条の二十六」を加え、同号ロ中「第十八条の十一」の下に「第十八条の二十九」を加え、同号中ルをヲとし、へからヌまでをトからルまでとし、ホの次に次のように加える。

- ヘ 改善勧告等(第十八条の二十九)

別表第一環境生活部長の環境対策課に係る専決事項の項第十一号中タをツとし、ワからヨまでを

別表第一環境生活部長の環境対策課に係る専決事項の項第十一号中タをツとし、ワからヨまでを

タからソまでとし、ヲの次に次のように加える。

ワ 汚染土壌処理業（埋立処理施設に係るものに限る。）の譲渡及び譲受の承認（第二十七条の二）

カ 汚染土壌処理業者（埋立処理施設に係るものに限る。）である法人の合併又は分割の承認（第二十七条の三）

ヨ 汚染土壌処理業（埋立処理施設に係るものに限る。）の継続の承認（第二十七条の四）

別表第一環境対策課長の専決事項の項第二号イ中「第十八条の十三」の下に、「第十八条の三十一」を加え、同項第七号中ヲをヨとし、ニからルまでをトからカまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ 汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認（環境生活部長の専決に係るものを除く。）（第二十七条の二）

ホ 汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割の承認（環境生活部長の専決に係るものを除く。）（第二十七条の三）

ヘ 汚染土壌処理業の継続の承認（環境生活部長の専決に係るものを除く。）（第二十七条の四）

別表第一環境生活部長の食と暮らしの安全推進課に係る専決事項の項第一号中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に改め、同号イ中「第十九条の十四」を「第六十一条」に改め、同号ロ中「第十九条の十四の二」を「第六十二条」に改め、同表食と暮らしの安全推進課長の専決事項の項第一号中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に改め、同号イ中「第二十条」を「第六十五条」に改め、同号ロ中「第二十一条」を「第七十条」に改め、同表環境生活部長の循環型社会推進課に係る専決事項の項第一号中「ワ、カ、ソ及びツ」を「カ、ヨ、ツ及びネ」に改め、ノをオとし、ヌからキまでをルからノまでとし、リの下に次のように加える。

ヌ 産業廃棄物の処理を一体として実施する二以上の事業者の認定の取消し（第十二条の七）

別表第一循環型社会推進課長の専決事項の項第一号中「チからヲまで、ヨ、ソ、ツ及びウ」を「ルからヨまで、ソ、ナ、ラ及びオ」に改め、キをクとし、ワからウまでをタからオまでとし、同号ヲ中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）」を「政令」に、「ヨ、ソ及びツ」を「ソ、ナ及びラ」に改め、同号中ヲをヨとし、チからルまでをルからカまでとし、トの次に次のように加える。

チ 産業廃棄物の処理を一体として実施しようとする二以上の事業者の認定（第十二条の七）

リ 産業廃棄物の処理を一体として実施する二以上の事業者の認定申請に係る事項の変更の認定及び軽微な変更の届出の受理（第十二条の七）

ヌ 産業廃棄物の処理を一体として実施する二以上の事業者の認定に係る事業の全部又は一部の廃止の届出の受理（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下この号において「政令」という。）第六条の七の二）

別表第一保健福祉部長の社会福祉課に係る専決事項の項第二号ハ中「第四十九条」を「第五十条第五十四条の六」に改め、同号ニ中「第四十三条」を「第四十五条の三十六」に改め、同号中リをヌとし、ヘからチまでをトからリまでとし、同号ホ中「対する」の下に「勧告」を加え、同号中ホをヘとし、ニの次に次のように加える。

ホ 社会福祉充実計画並びにその変更及び終了の承認（第五十五条の二、第五十五条の三、第五十五条の四）

別表第一保健福祉部長の長寿社会政策課に係る専決事項の項第二号ネを次のように改める。
ネ 介護医療院の開設の許可並びにその更新及び取消し並びにその全部又は一部の効力の停止（第七百七条、第七百八条、第七百九条の六）

別表第一保健福祉部長の長寿社会政策課に係る専決事項の項第二号コをアとし、ナからフまでをウからテまでとし、ネの次に次のように加える。

ナ 介護医療院の設備の使用制限等（第四百十四条の三）

ラ 介護医療院の管理者の変更命令（第四百十四条の四）

ム 介護医療院の開設者に対する勧告、公表、措置命令及び業務の停止命令（第四百十四条の五）

別表第一保健福祉部長の長寿社会政策課に係る専決事項の項に次の一号を加える。

七 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の規定による指定介護療養型医療施設の開設者に対する勧告、公表及び措置命令（第十三条の二）

別表第一長寿社会政策課長の専決事項の項第二号ヨ及びタを次のように改める。

ヨ 介護医療院を管理する医師及び医師以外の者の承認（第九十九条）

タ 介護医療院の広告の許可（第一百十二条）

別表第一長寿社会政策課長の専決事項の項第二号中フをコとし、レからケまでをソからフまでとし、タの次に次のように加える。

レ 介護医療院の開設者等相互間の連絡調整及び介護医療院の開設者等に対する助言その他の援助（第一百十四条）

別表第一長寿社会政策課長の専決事項の項に次の一号を加える。
七 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十条の二第一

項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の施行に関する次のこと。

イ 指定介護療養型医療施設の指定の変更（第八八条）

ロ 指定介護療養型医療施設の開設者等相互間の連絡調整及び指定介護療養型医療施設の開設者等に対する助言その他の援助（第百十一条の二）

別表第一保健福祉部長の子育て支援課に係る専決事項の項中「子育て支援課」を「子ども・家庭支援課」に改め、同項第一号中「ル」を「ホ及びヘ」に、「保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設」を「児童養護施設」に、「ワに掲げるものについては、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターに係るものに限る。カ」を「ト」に、「ヨ」を「チ」に改め、同号中ロからホまでを削り、ヘをロとし、トをハとし、チをニとし、リ及びヌを削り、ルをホとし、ヲを削り、ワをヘとし、カをトとし、ヨをチとし、タを削り、レをリとし、ソ及びツを削り、同項第六号中「の施行に関する次のこと。」を「第四十五条第九号及び第十号の規定による児童指導員の資格の認定」に改め、同号イ及びロを削り、同項第八号を次のように改める。

八 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）の施行に関する次のこと。

イ 養子縁組あっせん事業の許可、その更新及び取消し並びに全部又は一部の停止命令（第六十二条、第十六条）

ロ 養子縁組あっせん事業の許可の申請に係る事項の変更の届出の受理（第十三条）

ハ 養子縁組あっせん事業の廃止の届出の受理（第十四条）

ニ 民間あっせん機関に対する改善命令（第十五条）

別表第一子育て支援課長の専決事項の項中「子育て支援課長」を「子ども・家庭支援課長」に改め、同項第一号中「カ」を「ホに掲げるものについては、助産施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親に係るものに限る。ヘ」に、「ヨ」を「ト」に改め、同号中ロからトまでを削り、チをロとし、リをハとし、ヌからラまでを削り、ワをニとし、カからタまでをホからトまでとし、レ及びソを削り、同項第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、同表保健福祉部長の子ども・家庭支援課に係る専決事項の項及び同表子ども・家庭支援課長の専決事項の項の次に次のように加える。

- 一 子育て社会推進室
- 一 児童福祉法の施行に関する次のこと（ト）
- 一 児童福祉法の施行に関する次のこと（ヌ）

に掲げるものについては、保育所及び幼保連携型認定こども園に係るものに限る。リに掲げるものについては、保育所、幼保連携型認定こども園及び児童厚生施設に係るものに限る。

イ 指定保育士養成施設の指定（第十八条の六）

ロ 試験事務規程の認可及び変更の命令（第十八条の十三）

ハ 指定試験機関に対する命令（第十八条の十五）

ニ 保育士登録の取消し及び保育士名称の使用停止命令（第十八条の十九）

ホ 一時預かり事業を行う者に対する措置命令並びに事業の制限命令及び停止命令（第三十四条の十四）

ヘ 病児保育事業を行う者に対する事業の制限命令及び停止命令（第三十四条の十八の二）

ト 児童福祉施設の設置の認可並びに廃止及び休止の承認（第三十五条）

チ 保育所の設置の認可に係る審議会の意見の聴取及び認可しない旨の通知（第三十五条）

リ 児童福祉施設の設備等の改善勧告及び改善命令並びに事業の停止命令（第四十六条）

ヌ 認可外保育施設の設備等の改善勧告、勧告に従わない旨の公表及び事業の停止命令等（第五十九条）

ル 指定養成施設の変更の承認及び指定の取消し（児童福祉法施行令第五条）

ヲ 指定試験機関の試験業務の休止又は廃止の許可（児童福祉法施行令第十一条）

二 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第三十九条第六号の規定による児童の遊びを指導する者の認定

三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の施行に関する次のこと

に掲げるものについては、保育所、幼保連携型認定こども園及び児童厚生施設に係るものに限る。

イ 指定保育養成施設の長に対する報告の徴収及び検査（第十八条の七）

ロ 指定試験機関の役員を選任及び解任の認可並びに解任の命令（第十八条の十）

ハ 指定試験機関の試験委員の選任及び解任の認可並びに解任の命令（第十八条の十一）

ニ 指定試験機関の事業計画及び収支予算の認可並びに変更の認可（第十八条の十四）

ホ 指定試験機関に対する報告の徴収、質問及び立入検査（第十八条の十六）

ヘ 保育士登録の消除（第十八条の二十）

ト 一時預かり事業を行う者に対する報告の徴収、質問及び立入検査（第三十四条の十四）

チ 病児保育事業を行う者に対する報告の徴収等（第三十四条の十八の二）

リ 保育所の設置の認可に係る市町村長との協議（第三十五条）

ヌ 児童福祉施設の設置者等に対する報告の徴収、質問及び立入検査（第四十六条）

ル 保育士登録簿への登録及び申請書の返却（児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十二号。以下この号において「省令」という。）第六条の三十一）

ヲ 保育士試験科目の一部免除（省令第六十一条）

二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に関する次のこと。

イ 認定こども園の認定に係る市町村長との協議（第三条）

ロ 認定こども園の認定等に係る関係機関との協議（第八条）

ハ 幼保連携型認定こども園の認可に係る市町村長との協議（第十七条）

ニ 幼保連携型認定こども園の運営に係る

報告の徴収等（第十九条、第三十条）

- こと。
- イ 認定こども園の認定及び認定しない旨の通知（第三条）
- ロ 認定こども園の認定の取消し及びその公表並びに公示の取消し及びその公示（第七条）
- ハ 幼保連携型認定こども園の設置等の認可及び認可しない旨の通知（第十七条）
- ニ 幼保連携型認定こども園の設置等の認可に係る審議会の意見の聴取（第十七条）
- ホ 指定都市等の長からの協議に対する回答（第十七条）
- ヘ 幼保連携型認定こども園に係る改善命令（第二十条）
- ト 幼保連携型認定こども園に係る事業の停止命令及び施設の閉鎖命令並びにこれに係る審議会の意見の聴取（第二十一条）
- チ 幼保連携型認定こども園の設置等の認可の取消し及びこれに係る審議会の意見の聴取（第二十二条）

別表第一保健福祉部長の障害福祉課に係る専決事項の項第二号イ中「その」の下に「変更並びに指定の」を、「第二十一条の五の十六」の下に「、第二十一条の五の二十」を加え、同号ロ中「第二十一条の五の二十二、第二十一条の五の二十七」を「第二十一条の五の二十三、第二十一条の五の二十八」に改め、同号ハ中「第二十一条の五の二十三」を「第二十一条の五の二十四」に改め、同号ニ中「その」の下に「変更並びに指定の」を、「第二十四条の十」の下に「、第二十四条の十三」を加え、同号リを同号ヌとし、同号チ中「リ」を「ヌ」に改め、同号中チをリとし、トの次に次のように加える。

チ 対象事業者に対する指定の取消し及び指定の全部又は一部の効力の停止（第三十三条の十ハ）

別表第一保健福祉部長の障害福祉課に係る専決事項の項第二号に次のように加える。

ル 指定事務受託法人の指定（第五十七条の三の四）

別表第一保健福祉部長の障害福祉課に係る専決事項の項第六号中チをヌとし、トをチとし、チの次に次のように加える。

リ 対象事業者に対する指定の取消し及び指定の全部又は一部の効力の停止（第七十六条の三）
別表第一保健福祉部長の障害福祉課に係る専決事項の項第六号中へをトとし、イからホまでをロ

からへまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ 指定事務受託法人の指定（第十一条の二）

別表第一障害福祉課長の専決事項の項第二号中チをタとし、トをカとし、カの次に次のように加える。

ヨ 情報公表対象支援情報の報告の徴収及び公表並びに対象事業者に対する調査及び命令（第三十三条の十八）

別表第一障害福祉課長の専決事項の項第二号中へをヲとし、ヲの次に次のように加える。

ワ 業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理（第二十四条の三十八）

別表第一障害福祉課長の専決事項の項第二号中ホをルとし、ニをチとし、チの次に次のように加える。

リ 指定障害児入所施設の設置者からの変更の届出の受理（第二十四条の十三）

ヌ 指定障害児入所施設等の設置者等に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、出頭の要
求、質問並びに立入検査（第二十四条の十五）

別表第一障害福祉課長の専決事項の項第二号中ハをトとし、ロをへとし、同号イ中「指定障害児事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に、「第二十一条の五の二十六」を「第二十一条の五の二十七」に改め、同号イを同号ホとし、同号にイからニまでとして次のように加える。

イ 指定障害児通所支援事業者からの変更の届出等の受理（第二十一条の五の二十）

ロ 指定障害児通所支援事業者等相互間の連絡調整及び指定障害児通所支援事業者等に対する
助言その他の援助（第二十一条の五の二十一）

ハ 指定障害児通所支援事業者等に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、出頭の要
求、質問並びに立入検査（第二十一条の五の二十二）

ニ 業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理（第二十一条の五の二十六）

別表第一障害福祉課長の専決事項の項第二号に次のように加える。

レ 障害児の保護者等、障害児通所支援を行った者等及び障害児入所支援を行った者等
に対する報告及び帳簿書類等の提出等の命令並びに質問（第五十七条の三の三）

ソ 指定事務受託法人への事務の委託に係る公示（第五十七条の三の四）

別表第一障害福祉課長の専決事項の項第六号中ニをヲとし、ハをリとし、リの次に次のように加える。

ヌ 情報公表対象サービス等情報の報告の徴収及び公表並びに対象事業者に対する調査及び命
令（第七十六条の三）

ル 事業の開始、変更並びに廃止及び休止の届出の受理（第七十九条）

別表第一障害福祉課長の専決事項の項第六号中ロをチとし、イをニとし、二の次に次のように加える。

ホ 指定障害福祉サービス事業者等に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、出頭等の要求、質問並びに立入検査（第四十八条）

ヘ 業務管理体制の整備に関する事項の届出等の受理（第五十一条の二）

ト 指定事業者等に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、出頭等の要求、質問並びに立入検査（第五十一条の三）

別表第一障害福祉課長の専決事項の項第六号にイからハまでとして次のように加える。

イ 自立支援給付に係る障害者等及び自立支援給付対象サービス等を行った者等に対する報告及び帳簿書類等の提出等の命令並びに質問（第十一条）

ロ 指定事務受託法人への事務の委託に係る公示（第十一条の二）

ハ 指定障害福祉サービス事業者からの変更等の届出の受理（第四十六条）

別表第一経済商工観光部長の産業立地推進課に係る専決事項の項に次の一号を加える。

四 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）の施行に関する次のこと（宮城県ものづくり基本計画に関するものに限る。）。

イ 基本計画に係る主務大臣との協議（第四条）

ロ 基本計画の変更の協議（第五条）

別表第一産業立地推進課長の専決事項の項第三号を次のように改める。

三 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に関する次のこと（宮城県ものづくり基本計画に関するものに限る。）。

イ 基本計画の軽微な変更の届出（第五条）

ロ 土地利用調整計画及びその変更に係る同意（第十一条、第十二条）

ハ 地域経済牽引事業計画及びその変更の承認（第十三条、第十四条）

ニ 地域経済牽引事業計画についての協議に対する同意（第十三条、第十四条）

ホ 地域経済牽引事業計画の承認の取消し（第十四条）

ヘ 承認地域経済牽引事業者に対する指導及び助言（第三十五条）

ト 承認地域経済牽引事業者に対する報告の徴収（第三十六条）

別表第一中小企業支援室長の専決事項の項第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同項第七号へ中「第十六条」を「第十七条」に改め、同号ト中「第十七条」を「第十八条」に改め、同号チ中「第十八条」を「第十九条」に改め、同号を同項第六号とし、同表農林水産部長の農林水産政策室に係る専決事項の項及び同表農林水産政策室長の専決事項の項を次のように改め

る。

農林水産政策室

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に関する次のこと（宮城県農林水産・食品関連産業基本計画に関するものに限る。）。

イ 基本計画に係る主務大臣との協議（第四条）

ロ 基本計画の変更の協議（第五条）

農林水産政策室長

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に関する次のこと（宮城県農林水産・食品関連産業基本計画に関するものに限る。）。

イ 基本計画の軽微な変更の届出（第五条）

ロ 土地利用調整計画及びその変更に係る同意（第十一条、第十二条）

ハ 地域経済牽引事業計画及びその変更の承認（第十三条、第十四条）

ニ 地域経済牽引事業計画についての協議に対する同意（第十三条、第十四条）

ホ 地域経済牽引事業計画の承認の取消し（第十四条）

ヘ 承認地域経済牽引事業者に対する指導及び助言（第三十五条）

ト 承認地域経済牽引事業者に対する報告の徴収（第三十六条）

別表第一農林水産部長の農林水産経営支援課に係る専決事項の項第二号中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改め、同号イを削り、同号ロ中「第三十条」を「第三十六条」に改め、同号中ロをイとし、ハ及びニを削り、同号ホ中「第四百四十二条の五」を「第二百十條」に改め、同号ホを同号ロとし、同号へ中「第四百四十二条の六」を「第二百十二條」に改め、同号へを同号ハとし、同号ト中「第四百四十二条の七」を「第二百十三條」に改め、同号トを同号ニとし、同表農林水産経営支援課長の専決事項の項第九号中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改め、同号イ中「第二十四条、第四十八条」を「第三十条、第六十七条」に改め、同号ロ中「第三十三条の六」を「第四十五条」に改め、同号ハ中「及び共済規程」を「等」に、「第四十三条」を「第五十八条」に改め、同号ニ中「第四十六条」を「第六十五条」に改め、同号ホ及びへを削り、同号ト中「第四百四十二条の二、第四百四十二条の三、第四百四十二条の四」を「第二百八條、第二百九條」に改め、同号トを同号ホとし、同号チ中「農業共済組合同定款附属書」を「農業共済組合同業規程附属書」に改め、同号チを同号へとし、同号リ中「賦課する事務費」を「賦課金」に、「農業災害補償法施行令（昭和二十二年政令第二百九十九号）第二条の四」を「農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号）第十八条」に改め、同号リを同号トとし、同表農林水産部長の農園芸環境課に係る専決事項の項

中「農産園芸環境課」を「農産環境課」に改め、第三号から第六号までを削り、第七号を第三号とし、第八号から第十二号までを四号ずつ繰り上げ、同表農産園芸環境課長の専決事項の項中「農産園芸環境課長」を「農産環境課長」に改め、第三号から第五号までを削り、第六号を第三号とし、第七号から第九号までを削り、第十号を第四号とし、第十一号を第五号とし、同表農林水産部長の農産環境課に係る専決事項の項及び同表農産環境課長の専決事項の項の次に次のように加える。

園芸振興室	園芸振興室長
<p>一 果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）の施行に関する次のこと。</p> <p>イ 果樹農業振興計画の策定及びその変更（第二条の三、第二条の四）</p> <p>ロ 果樹園経営計画の認可（第三条）</p> <p>二 野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三十三号）の施行に関する次のこと。</p> <p>イ 生産出荷近代化計画の策定及びその変更（第八条、第九条）</p> <p>ロ 出荷に関する勧告（第十五条）</p> <p>三 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）の施行に関する次のこと（農産物を扱う地方卸売市場に係るものに限る。）。</p> <p>イ 地方卸売市場の開設の許可（第五十五条）</p> <p>ロ 地方卸売市場における卸売業務の許可（第五十八条）</p> <p>ハ 地方卸売市場の廃止の許可（第六十条）</p> <p>ニ 地方卸売市場に係る許可の取消し又は業務の停止命令（第六十五条）</p>	<p>一 卸売市場法第六十四条第一項の規定による地方卸売市場（農産物を扱う地方卸売市場に限る。）の業務規程の変更の承認</p> <p>二 卸売市場条例（昭和四十六年宮城県条例第四十九号）第十条、第十一条及び第十二条の規定による地方卸売市場（農産物を扱う地方卸売市場に限る。）の開設者等の地位の承継の認可等</p>

別表第一農林水産部長の畜産課に係る専決事項の項中第七号を次のように改める。

七 畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第十条及び第十三条の規定による第一号対象事業者の指定及びその解除

別表第一農林水産部長の畜産課に係る専決事項の項第十号イ中「使用期間」を「利用料金」に、「第六条」を「第九条」に改め、同表畜産課長の専決事項の項第一号ハ中「開設」を「開設」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 畜産経営の安定に関する法律施行令（昭和三十六年政令第三百八十七号）の施行に関する次のこと。

イ 加工原料乳の数量の認定（第五条）

ロ 報告の徴収及び立入検査（第十六条）

別表第一土木部長の道路課に係る専決事項の項第一号中ヲをヨとし、ルをカとし、ヌをワとし、リをヌとし、ヌの次に次のように加える。

ル 原因者負担の命令及び負担金の徴収（第五十八条）

ヲ 長時間放置された車両の移動等（第六十七条の二）

別表第一土木部長の道路課に係る専決事項の項第一号中「自動車専用道路」の下に「等」を加え、「第四十八条の二」を「第四十八条の十三」に改め、同号中チをリとし、トをチとし、への次に次のように加える。

ト 違法放置等物件に対する措置（第四十四条の二、第九十一条）

別表第一土木部長の道路課に係る専決事項の項第五号中「自動車運送法施行令」を「道路運送法施行令」に、「自動車事業」を「自動車道事業」に改め、同表道路課長の専決事項の項第一号二中「第四十七条の三」を「第四十七条の四」に改め、同表土木部長の都市計画課に係る専決事項の項第二号中ハを削り、ニをハとし、ホからリまでをニからチまでとし、ヌを削り、同項第五号中ニをへとし、イからハまでをハからホまでとし、同号にイ及びロとして次のように加える。

イ 景観計画の策定（第八条）

ロ 宮城県都市計画審議会の意見の聴取（第九条）

別表第一都市計画課長の専決事項の項第二号中トをチとし、へをトとし、ホをへとし、ニの次に次のように加える。

ホ 市町村が定める都市計画の決定及びその変更に係る協議に対する回答又は同意（第十九条、第二十一条）

別表第一都市計画課長の専決事項の項第二号に次のように加える。

リ 指定都市が定める都市計画の決定及びその変更についての意見の申出（第八十七条の二）

別表第一都市計画課長の専決事項の項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 景観法第九条第一項から第五項までの規定による公聴会の開催等、関係市町村の意見聴取及び公共施設等管理者との協議

別表第一土木部長の建築宅地課に係る専決事項の項に次の一号を加える。

十二 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）の施行に関する次のこと。

イ 不動産特定共同事業者に対する業務停止命令、許可の取消し及び業務管理者の解任命令（第三十五条、第三十六条、第三十七条）

ロ 小規模不動産特定共同事業の登録の拒否（第四十四条）

ハ 小規模不動産特定共同事業者に対する業務停止命令、登録の取消し及び業務管理者の解任命令（第五十二条、第五十三条、第五十四条）

別表第一建築宅地課長の専決事項の項第一号中ユをミとし、オからキまでをヤからメまでとし、同号ノ中「建べい率」を「建蔽率」に、「第六十八條の五の五」を「第六十八條の五の六」に改め、同号ノを同号クとし、同号キ中「第六十八條の五の四」を「第六十八條の五の五」に改め、同号キを同号オとし、同号ウ中「第六十八條の五の二」を「第六十八條の五の三」に改め、同号中ウをノとし、ムをウとし、ウの次に次のように加える。

キ 区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率の特例の認定（第六十八條の五の二）

別表第一建築宅地課長の専決事項の項第一号中ラをムとし、ナをラとし、ネをナとし、ツの次に次のように加える。

ネ 特定用途誘導地区内における建築物の許可（第六十條の三）

別表第一建築宅地課長の専決事項の項第一号に次のように加える。

シ 既存の建築物の移転の認定（建築基準法施行令第三百三十七條の十六）

別表第一建築宅地課長の専決事項の項第三号中トをチとし、同号ヘ中「報告」を「建築士事務所に対する報告」に、「検査」を「立入検査」に改め、同号中ヘをトとし、ロからホまでをハからヘまでとし、イの次に次のように加える。

ロ 建築士に対する報告の徴収及び立入検査（第十條の二）

別表第一建築宅地課長の専決事項の項に次の一号を加える。

十六 不動産特定共同事業法の施行に関する次のこと。

イ 不動産特定共同事業を営もうとする者に対する許可（第三条）

ロ 変更の認可（第九条）

ハ 不動産特定共同事業者に対する指示、指導等（第三十四条、第三十九条）

ニ 報告の徴収及び立入検査（第四十条）

ホ 小規模不動産特定共同事業の登録及びその更新（第四十一条）

ヘ 変更の登録（第四十六条）

ト 小規模不動産特定共同事業者に対する指示、指導等（第五十一条、第五十七条）

別表第一各所長の専決事項の項第二十三号を第二十四号とし、第六号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 所長の職にある者及び所員の時差勤務時間及び夏季における勤務時間の特例に係る勤務時間

の割振り

別表第一保健福祉事務所の専決事項の項第三号を削り、同表農業改良普及センター所長の専決事項の項及び同表農業・園芸総合研究所長の専決事項の項を削る。

別表第四農業農村整備部長の専決事項の項第一号ヤ中「第九十一条」の下に、「第九十一条の二」を加え、同項第二号イ中「第十条」を「第十一条」に改め、同号ロ中「分担金」の下に「及び特別徴収金」を加え、「第十一条」を「第十二条」に改め、同表水産漁港部長の専決事項の項第十三号チ中「第十条の三」を削り、同表地域事務所に置かれる農業農村整備部長の専決事項の項第一号チ中「第九十一条」の下に、「第九十一条の二」を加え、同項第二号イ中「第十条」を「第十一条」に改め、同号ロ中「分担金」の下に「及び特別徴収金」を加え、「第十一条」を「第十二条」に改める。

別表第六保健福祉事務所の地域事務所の専決事項の項第三号ニ中「第二十一条の五の十九」を「第二十一条の五の二十」に改め、同号ホ中「第二十一条の五の二十」を「第二十一条の五の二十一」に改め、同号ヘ中「第二十一条の五の二十一」を「第二十一条の五の二十二」に改め、同号ト中「第二十一条の五の二十二」を「第二十一条の五の二十三」に改め、同号チ中「第二十一条の五の二十三」を「第二十一条の五の二十四」に改め、同号リ中「第二十一条の五の二十五」を「第二十一条の五の二十六」に改め、同号ヌ中「第二十一条の五の二十六」を「第二十一条の五の二十七」に改め、同号ル中「第二十一条の五の二十七」を「第二十一条の五の二十八」に改め、同号中カを削り、ヨをカとし、タをヨとし、レをタとし、タの次に次のように加える。

レ 情報公表対象支援情報の報告の徴収及び公表、対象事業者に対する調査及び命令、指定障害児通所支援事業者の指定の取消し及び全部又は一部の効力の停止並びに市町村長への通知（第三十三条の十八）

別表第六保健福祉事務所の地域事務所の専決事項の項第三号に次のように加える。

ツ 障害児の保護者等、障害児通所支援を行った者等及び障害児入所支援を行った者等に対する報告及び帳簿書類等の提出等の命令並びに質問（第五十七條の三の三）

別表第六保健福祉事務所の地域事務所の専決事項の項第四号イ及びロを次のように改める。

イ 自立支援給付に係る障害者等及び自立支援給付対象サービス等を行った者等（指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立生活援助及び共同生活援助に係るものに限る。以下この号において同じ。）及び指定一般相談支援事業者に限る。）に対する報告及び帳簿書類等の提出等の命令並びに質問（第十一条）

ロ 指定障害福祉サービス事業者の指定（第二十九条）

別表第六保健福祉事務所の地域事務所長の専決事項の項第四号中ネをナとし、ツの次に次のように加える。

ネ 情報公表対象サービス等情報（指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（以下この号において「指定障害福祉サービス事業者等」という。）に限る。）の報告の徴収及び公表、指定障害福祉サービス事業者等に対する調査及び命令、指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の指定の取消し及び全部又は一部

の効力の停止並びに市町村長への通知（第七十六条の三）

別表第七仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長の専決事項の項第十六号中「ヤ」を「マ」に改め、同号レ中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」の下に「（以下この号において「政令」という。）」を加え、同号中ケをコとし、マをフとし、ヤをマとし、マの次に次のように加える。

ケ 有害使用済機器の保管等の事業の廃止の届出の受理（政令第十六条の四）

別表第七仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長の専決事項の項第十六号中クをヤとし、オをクとし、ノをオとし、キの次に次のように加える。

ノ 有害使用済機器の保管等の届出等の受理（第十七条の二）

別表第七仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長の専決事項の項第三十五号イ中「第十八条の十五」の下に「、第十八条の二十三、第十八条の二十四、第十八条の二十五、第十八条の三十一」を加え、同号ロ中「第十八条の十三」の下に「、第十八条の三十一」を加える。

別表第八児童相談所の支所長の専決事項の項第一号中ツをネとし、ワからソまでをカからツまでとし、ヲの次に次のように加える。

ワ 家庭裁判所の勧告に係る保護者に対する指導措置（第二十八条）

別表第八児童相談所の支所長の専決事項の項第二号中トをチとし、ヘをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 保護者に対する接見禁止命令並びにその更新及び取消し（第十二条の四）

別表第九土木事務所の地域事務所長の専決事項の項第四号中「減免」を「額の決定等」に改め、同項第十三号中ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、同号ト中「、変更又は廃止」を「又は変更」に改め、同号中トをチとし、ハからヘまでをニからトまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ 広告物等の点検の結果の提出の要求（第十二条の三）

第二条 事務決裁規程の一部を次のように改正する。

別表第一子ども・家庭支援課長の専決事項の項第一号中トをチとし、ハからヘまでをニからトま

でとし、ロの次に次のように加える。

ハ 承認申立てに係る保護者に対する指導措置に関する報告及び意見の陳述並びに児童及びその保護者に関する資料の提出（第二十八条）

別表第一子ども・家庭支援課長の専決事項の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第一条中事務決裁規程別表第一 税務課長の専決事項の項、同表保健福祉部長の社会福祉課に係る専決事項の項、同表経済商工観光部長の産業立地推進課に係る専決事項の項、同表産業立地推進課長の専決事項の項第三号、同表農林水産部長の農林水産政策室に係る専決事項の項、同表農林水産政策室長の専決事項の項、同表農林水産部長の畜産課に係る専決事項の項第十号イ、同表畜産課長の専決事項の項第一号ハ、同表土木部長の道路課に係る専決事項の項、同表道路課長の専決事項の項、同表建築宅地課長の専決事項の項第一号及び第三号、同表保健福祉事務所長の専決事項の項、別表第四農業農村整備部長の専決事項の項並びに同表地域事務所に置かれる農業農村整備部長の専決事項の項の改正規定は平成三十年三月三十日から、第一条中事務決裁規程別表第八児童相談所の支所長の専決事項の項の改正規定及び第二条の規定は平成三十年四月二日から施行する。